

支払基金が公表した審査情報提供事例

支払基金本部が、8月26日に歯科診療分に関する2項目の審査事例を公表した。連番は、2011年9月26日、2012年2月27日、同8月27日、2013年3月18日までの30項目(直近は歯科保険医新聞2013年4月15日号に掲載)から引き継がれているため「31」から始まっている。

31 抜歯手術

原則として、「歯の脱臼」病名で抜歯手術の算定を認める。

【理由】

「歯の脱臼」病名での抜歯は臨床上あり得るものと考えられる。

32 歯周外科手術

原則として、歯内療法及び根面被覆処置を行って積極的に保存した残根に対する歯周外科手術の算定を認める。

【理由】

歯内療法及び根面被覆処置を行って積極的に保存した残根に対する歯周外科手術を実施することは、臨床上あり得るものと考えられる。

10月の随時改定は金パラのパラタルバーのみ 歯科点数早見表(2012年4月版)を訂正しご活用を!

7月の中医協で、金属材料価格の変動に伴う随時改定が決ったが、歯科非鋳造用金銀パラジウム合金バー用のみの改定にとどまった。そのため、保団連では、今回も歯科点数早見表の改定はせず、歯科点数早見表(2012年4月版)を一部訂正の上、引き続き活用することを呼びかけている。2012年4月版以降の改定箇所は下表のとおり。

「2012年4月版 歯科点数早見表」訂正一覧

頁	訂正箇所	改定前	改定後	改定年月
7	屈曲バー・金パラ・パラタル	837	866	2013年10月
5	メタルコア・大白歯	237(325)	234(322)	2012年10月
5	メタルコア・小白歯・前歯	188(263)	186(261)	
7	線鉤(14K)・双子鉤	545	569	
7	線鉤(14K)・二腕鉤	406	425	

※網掛け部分は2012年10月の随時改定分

※『歯科保険診療の研究』(2012年4月版)・点数表はP10、12が該当

9月30日で廃止される経過措置医薬品(抜粋)

経過措置医薬品のうち、名称変更により請求できないものがある。すでに変更後の医薬品を使用している場合でも、レセコンへの登録変更を忘れていないか、いま一度ご確認ください。

	廃止される医薬品名	販売名変更品
内服	クラリスロマイシン錠50mg小児用「PH」	クラリスロマイシン錠50mg小児用「杏林」
	クラリスロマイシン錠200mg「PH」	クラリスロマイシン錠200mg「杏林」
外用	アズレン散含嗽用0.4%「KRM」	アズレン散含嗽用0.4%「杏林」

堺市長選挙Q&A①

協会が29日投票の堺市長選挙で、竹山候補を支持・推薦したことを受け、下記の疑問・質問が寄せられましたのでお答えします。

Q 竹山市長は維新を「裏切った」のでは
A 市民への公約を守る勇気のある人です

4年前の選挙時には堺市を分割する大阪都構想はるか大阪維新の会もありませんでした(下表)。

竹山氏は就任1年で、公約の目玉でもあった子ども医療費助成を所得制限なしで中卒まで引き上げ、府下

表 竹山堺市長誕生後に都構想提唱・維新結成

2009年9月	竹山おさみ氏が堺市長選で当選
2010年1月	橋下徹氏が大阪都構想を提唱
2010年4月	政治団体「大阪維新の会」を結成
2011年11月	府市ダブル選挙で都構想が公約に

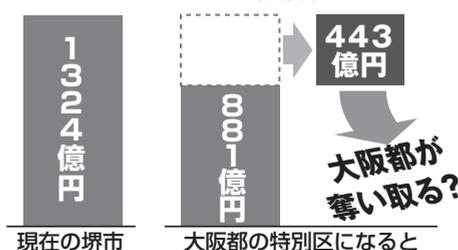
をリードしました。また、国保料も4年間連続で累計8,282円も引き下げるなど、市民向けの施策を進めてきました。

大阪都になると市の独自財源が、3分の2にまで圧縮され施策の継続が困難になります(図1)。市民との約束を果たすため都構想にきっぱり反対する態度はむしろ勇気がある人というべきでしょう。

自分に従わないから「裏切り者」では、逆に見識が問われます。

図1 税金の3分の1が都に奪われる

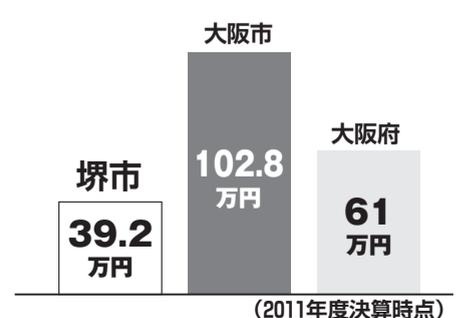
これでは、市民サービスの維持も困難に(東京都をモデルとした場合)



Q 独自施策の一方で借金も増えたのでは
A 堺市は2年連続黒字で財政も健全です

人口1人あたりの借金(地方債)残高は、堺市が39万2千円なのに対し、大阪市は102万8千円、大阪府が61万円です。ムダな大型開発事業の失敗で巨額の借金を抱える大阪市などと違い、財政は健全です(図2)。また、2011年度、2012年度と2年続けて全会計黒字を計上しています。

図2 人口1人当たりの借金(地方債)残高



社保研究部
だより

レセプト電子請求の猶予届 取り扱いは従来どおり

リース契約によるレセコンを使用して書面でレセプトを提出している場合、再リースによる契約延長をした場合は、支払基金と国保連合会に届出することによって、最長2015年3月31日まで書面での請求は継続できる。取扱いに変更はない。

図1

保険医療機関 様

大國保連発第2-5号
平成25年9月2日

大阪府国民健康保険団体連合会
(公印省略)

レセプト電子請求に係る猶予期間終了における
レセプト請求方法の意向調査票等の送付について

平素は、本会の審査支払業務に協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、請求省令で定める電子レセプト請求の猶予等を審査支払機関に提出している貴院におかれましては、電子レセプト請求の義務化後においても紙レセプトによる請求が認められているところですが、リース契約期間の満了等により、平成25年11月末をもって、猶予措置の期限を迎えることとなります。

このたび、厚生労働省からの要請に基づき、既にレセコンリース及びレセコン購入による猶予を届出されている貴院の猶予期間終了後におけるレセプト請求方法について確認することとなりました。

つきましては、別添の意向調査票に必要項目を記載していただき、平成25年9月10日までのレセプト請求に併せて提出いただきますようお願いいたします。既にレセプト提出済みの方は、下記FAXにて大阪府国民健康保険団体連合会へ送信願います。

なお、意向調査票とは別に貴保険医療機関が該当する届出が必要となりますので、別紙を参照のうえ、猶予措置の期限を迎えるまでにご提出願います。

また、既に電子レセプト請求届等を提出されている場合はご容赦願います。

【担当】業務管理部 管理課 第2係
電話 06-6949-5336
FAX 06-6949-5363

図2

レセプトコンピュータがリース契約期間中であることの証明書

弊社との下記のリース契約が現在リース期間中であることを証します。
記

契約者(お客様)	●●●●●●●●●● 歯科
契約商品	レセプト電算処理コンピュータ (レセプトコンピュータ・●●●●●●●●●●)
契約番号	前契約NO.●●●●●●●●●● 新契約NO.●●●●●●●●●● (予定)
リース開始日 ~ リース満了日	平成25年●月●日 ~ 平成26年●月●日
リース契約期間	平成25年●月●日 ~ 平成26年●月●日
備考	元契約番号: ●●●●●●●●●● リース期間: 平成19年●月●日 ~ 平成25年●月●日 再リース契約

以上

リース契約によるレセコンを使用して書面でレセプトを提出している場合、再リースによる契約延長をした場合は、支払基金と国保連合会に届出することによって、最長2015年3月31日まで書面での請求は継続できる。取扱いに変更はない。

切れという内容の文言があるが、猶予届の更新をすれば、電子請求への移行が再度延長される。このような通知は、電子請求の猶予の期限を医療機関ごとに管理している国保連合会が、期限の2カ月前に届くように送付

同封されている「請求省令附則第四条第二項による猶予届出書」に、レセコン業者が発行するリース契約または保守管理

契約中であることの証明書の写しを添付する(図2)。

また、「猶予期間終了におけるレセプト請求方法に関する意向調査票」が同封されているが、猶予届の期限を表しているだけなので、上記の猶予届を提出すれば延長される。

注意したい。文中に「猶予期限が平成25年●月●日到来」と記載されているが、医療機関ごとの猶予届の期限を表しているだけなので、上記の猶予届を提出すれば延長される。

注意したい。文中に「猶予期限が平成25年●月●日到来」と記載されているが、医療機関ごとの猶予届の期限を表しているだけなので、上記の猶予届を提出すれば延長される。